

令和3年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和3年3月9日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
教 育 長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	小池武敏	総合戦略課長	木須英喜
税 務 課 長	久原浩文	住 民 課 長	川崎直
保健福祉課長	坂本博樹	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	片渕徹	農業振興課長	木下信博
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	笠原政浩
建 設 課 長	喜多忠則	会計管理者	溝口真由美
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	中村政文
農業委員会事務局長	久原雅紀	主任指導主事	宮崎泰仁

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 小柳八束

課長補佐 中原 賢一
議事係書記 緒方 千鶴子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
7番 前田 弘次郎 8番 溝口 誠
8. 本日の議事日程は次のとおりである。
日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案上程（提案理由の説明）

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから令和3年第2回白石町議会3月定例会を開会します。
これより本日の会議を開きます。
ここで申し上げます。今定例会の運営も新型コロナウイルスの感染防止対策を取りながらの議会運営となります。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。
諸般の報告を行います。
各報告書、資料等については、事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。
また、監査委員からの定期監査、例月出納検査の報告、佐賀西部広域水道企業団からの議会定例会報告を配付していますので、御確認をお願いします。
以上で諸般の報告を終わります。
次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、前田弘次郎議員、溝口誠議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、2月26日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数及び一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程

(案) のとおり本日から3月17日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日から3月17日までの9日間に決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは皆様に配付している一覧表のとおりです。条例5件、組合規約の変更1件、町道路線の認定廃止2件、人事3件、予算8件、以上19件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。あわせて、令和3年度施政方針の説明があります。

○田島健一町長

皆さんおはようございます。

本日、令和3年第2回白石町議会定例会の開会に当たりまして、3期目の町政運営執行に臨む私の決意と所信を述べさせていただきます。

私は、このたびの町長選挙におきまして無投票での再選という結果を受け、引き続き町政を担わせていただくことになり、改めて責任の重さを痛感しているところでございます。今日までの2期8年間、がむしゃらに前だけに向けて公約に掲げたことに取り組んでまいりました。3期目につきましても私の政治姿勢は変わることなく、究極は町民の皆様の福祉の向上、笑顔で元気に暮らせる豊かなまちをつくっていくこととでございます。そこで、その実現に向けての所信の一端を申し上げたいと思います。

まずは、喫緊の重要課題である新型コロナウイルス感染症対策であります。

2020年1月に日本で最初の感染者が確認されて以降、3月には佐賀県内で確認。本町内におきましては、4月29日に1例目が確認されたところでもあります。これまで感染者数から第1波、第2波、第3波がありまして、国においては本年1月に11都府県に対して緊急事態宣言が発出され、佐賀県におきましても1月には国が示す指標で2番目に深刻なステージ3にまでなったところでもあります。しかし、現在においては緊急事態宣言は4都府県のみとなっており、全国的に見ても減少傾向のように見えます。本町におきましても、2月3日に24例目の感染者が確認されて以降は確認されていません。このような状況にあるということは、大切な医療現場を守り抜いていただいております医療従事者の皆さん、感染症対策に一丸となって協力いただいている町民の皆さん、みんなの努力によるものです。改めまして感謝を申し上げます。

ところで、これまでコロナによって疲弊している社会を元気にしていくため、国の地方創生臨時交付金を活用し、「しろいし応援団」限定プレミアム商品券2020発行事業、白石町事業継続応援金など、25事業を実施してまいりました。今後につきましても、町民の皆様に元気になってもらえるよういろいろな支援を検討、そして実施してまいりたいと考えております。また、現在進めておりますワクチン接種につきましても、いろいろと課題が出ておりますが、4月中には一部の方から着手できる予定と聞

き及んでおります。町民の皆様は早期に実施できるよう、県や関係機関等とさらなる調整を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、まだ収束しているわけではありません。町民の皆様には今後も3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保、手洗いの徹底、せきエチケットの実施、マスクの着用を基本とする新しい生活様式により、感染拡大防止対策への御協力をお願いいたします。

そして、私の政治姿勢、公約でございます。その実現に向けましては、大きく2点を柱として捉えております。

まず、1つ目の柱は、白石町の活性化を図ることです。

この活性化を図るの中には、メインとして人と産業が関係すると思います。後継者育成、企業誘致、定住促進、道の駅、観光資源の再認識、婚活、子育て支援、高齢者対策、参加と協働のまちづくり、小・中学校の再編等々には、人が関係いたします。農業後継者の育成、現産品ブランドの確立、新たな産物の創出、6次産業化の推進、基盤整備の実施等々につきましては、産業に関係いたします。また、今年夏には有明海沿岸道路の福富インターが供用開始される予定となっており、人、物の動きがさらに活発になってまいります。これらにはこれまでも取り組んでまいりましたが、これではよくなく、目標を高めたり新たなことにチャレンジするなどして、もっともっと元気な白石町にしていくことにいたします。

2つ目の柱は、白石町の安全を図ることです。

この安全を図るの中には、災害に強い町土と安全・安心な生活に大別できようかと思えます。本町は、四方を杵島山地、六角川、塩田川、有明海に囲まれており、いろんな災害を受けやすい状況にあります。また、囲まれた内部は軟弱地盤で低平地であり、浸水や冠水になりやすい地形状況にあります。このようなことから、防災・減災対策や浸水・冠水対策、さらに既設の橋梁などの強靱化対策などの実施に向け、国や県との連携をとってまいります。また、頻発している交通事故を減少させるための交通安全対策の取り組み、また防犯対策や環境対策といった町民にとって安全・安心につながることにもしっかりと取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、笑顔で元気に暮らせる豊かなまちの実現に向け、職員共々創意、熱意、誠意を持って取り組んでまいり所存であります。

それでは、改めて令和3年度の町政運営に関する施政方針並びに提案いたしました議案の概要を御説明申し上げます。

令和3年度当初予算につきましては、引き続き「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」を基本理念に町政を進めてまいります。

令和3年度当初予算案の総額といたしましては、歳入歳出ともそれぞれ一般会計150億5,700万円、特別会計37億5,860万円となり、一般会計につきましては新型コロナウイルス感染症対策、(仮称)杵島地域汚泥再生処理センター建設負担金などの影響によりまして、前年度当初予算と比較しますと5億6,400万円の増、率にいたしまして3.9%の増となり、当初予算といたしましては過去最大の規模となっております。

次に、各分野の施策について重点的に取り組む主な事業について申し上げます。

まず、1点目は、所信表明でも述べさせていただきましたが、今最優先の課題と考

えております新型コロナウイルス感染症対策に関することをございます。

国のほうで進められておりますワクチン接種の実施でございますが、本町におきましてもワクチン接種が円滑かつ迅速に実施できるよう、去る2月5日に保健福祉課内に新型コロナウイルスワクチン接種対策班を設置をいたしました。今後希望される町民の皆様が円滑にワクチン接種を受けられるよう、医師会など医療機関をはじめ関係各機関と十分に連携し、取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、これまで町民の皆さんや関係機関の御理解の下、様々な事業を実施してまいりました。引き続き町民皆様の生活や経済活動にとって真に必要な対策や支援を進めてまいりますので、一層の御協力をお願いいたします。

2点目は、地方創生の取り組みに関することをございます。

住みよい環境の確保と活力あるまちを目指して、さらなる地方創生の動きを加速させるため、第2期白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略を今年度策定いたしました。その中でも重要視しております結婚推進対策の充実につきましては、新たな取り組みといたしまして、新婚世帯を対象に住居取得費用、住宅賃借費用、引っ越し費用など新生活のスタートに伴う経済的負担を軽減し、新生活を支援してまいりたいと思っております。

また、地域づくり協議会でございますが、元年度モデル地区の須古地区においては、地域づくり協議会設立に向け熱心な協議がなされております。今年度選定いたしました六角地区とともに地域づくり協議会設立に向け支援してまいります。

3点目は、農林水産業の振興に関することをございます。

経営継承・発展等支援事業では、地域の農地利用等を確保するために、実質化された人・農地プランに基づきまして、家族農業経営をはじめとする担い手の経営を継承し、発展させる取り組みを支援してまいります。

さが園芸生産888億円推進事業では、園芸農業者の所得向上に向け、収量や品質の向上、経営規模の拡大、経営コストの削減等を図るために必要な施設、機械等の整備を推進してまいります。

新規農産物作付拡大推進事業では、平成28年度から取り組んでまいりました新規農産物でありますレモンの品種璃の香につきましては、試験販売においても一定の評価をいただいております。新たな産地形成を図るための作付拡大を推進してまいります。

漁港整備事業では、住ノ江漁港棧橋施設整備の2期工事の現地施工に着手いたします。

このほか、商工業の振興やしろいしブランド確立対策事業、トレーニングファーム事業、畜産等につきましても、着実に取り組んでまいります。

4点目は、子育て支援、子どもたちのよりよい教育環境づくりに関することをございます。

町の重要な課題であります学校再編につきましては、白石町学校統合再編審議会からの答申を受け、今年度白石町立中学校統合再編計画を策定いたします。子どもたちがよりよい環境で学習や生活ができるよう、新中学校の開校に向け、環境整備や施設整備等を着実に進めてまいります。

乳幼児健康支援一時預かり事業では、保育所等へ通園しているお子さんが病気回復期等のため自宅での育児を余儀なくされる期間、そのお子様をお預かりする一時預かり事業を行う施設を拡充し、子育てと就労の両立支援の充実を図ってまいります。

5点目は、町の持続的な運営に関することでございます。

令和3年度の一般会計当初予算につきましては、当初予算としては過去最大の規模となっております。今後ともこれまで以上に厳しい財政状況が見込まれることから、行財政改革の着実な推進と適正な財政規模に向けた取り組みが必要であると認識しております。第1次白石町行政経営プランに基づき、持続可能な財政運営を堅持するための改革を推進し、健全な行財政運営に取り組んでまいります。

また、毎年本町を応援していただく全国の方から寄附をいただいておりますふるさと納税による寄附金につきましては、本町の貴重な財源となっており、今後もふるさと納税の趣旨に合った健全な形でさらに充実させるとともに、企業版ふるさと納税の検討を進めてまいります。

6点目は、町民の安全・安心に関することでございます。

空き家対策につきましては、地域の方々と空き家情報の共有を図りながら物件調査を実施するなど、現状分析を行ってまいります。その上で、所有者の意向を確認しながら、空家等対策の推進に関する特別措置法を踏まえつつ定住促進との連携を図るなど、有効な空き家対策を実施してまいります。

また、水害に対する危機意識の醸成や台風等の災害時に迅速な避難の確保ができるよう、水害情報としての浸水深を示した看板等の整備を行い、防災対策の充実を図ります。

そのほかにも、少子化対策、高齢者や障がい者福祉の充実、各種医療、健康づくり、生涯学習、女性の活躍、そして農業農村基盤、ため池や急傾斜地の防災、道路、橋梁、河川、下水道等の整備など、各種の取り組みにつきましても着実にを行い、私の公約であります「笑顔で元気に暮らせる豊かなまちを創っていきます！」を全力で推進してまいります。

次に、提案議案につきまして御説明申し上げます。

まず、条例案件が5件ございます。

議案第5号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、ワーク・ライフ・バランスの充実とさらなる子育て支援を図るため、条例の改正を行うものでございます。

議案第6号「白石町土地改良事業助成財源積立金条例及び県営土地改良事業借入金償還金補助に関する条例を廃止する条例について」は、助成の対象となる事業の借入金償還が完了したことから、関係条例を廃止するものでございます。

議案第7号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」は、公営住宅法等の改正に伴いまして、本町条例の改正を行うものでございます。

議案第8号「白石町楽習館条例の一部を改正する条例について」及び議案第9号「白石町図書館運営協議会条例の一部を改正する条例について」は、楽習館図書室とゆうあい図書館の統合に伴いまして、関係条例の改正を行うものでございます。

次に、条例外案件が3件ございます。

議案第10号「佐賀県市町総合事務組合規約の変更について」は、佐賀県市町総合事務組合の事務所移転に伴い、規約の変更を行うものでございます。

議案第11号「町道路線の認定について」は、町道東郷5号線の路線の認定につきまして議会の議決を求めるものでございます。

議案第12号「町道路線の廃止について」は、町道大福東部線及び新拓4号線の路線の廃止につきまして議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、人事案件が3件ございます。

議案第13号及び議案第14号の「人権擁護委員候補者の推薦について」は、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者を推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

議案第13号につきましては、現在人権擁護委員であります草場加代子氏の任期が本年6月31日をもって満了となりますが、引き続き草場氏を推薦するものでございます。

議案第14号につきましては、現在人権擁護委員であります石橋京子氏の任期が本年6月31日をもって満了となりますが、引き続き石橋氏を推薦するものでございます。

次に、議案第15号「農業委員会委員の任命について」は、現在農業委員が1名欠員となっておりますので、欠員補充のため白石地域にお住まいの有田勝也氏を新たに農業委員に任命したいので議会の同意を求めるものでございます。

最後に、予算案件が8件ございます。

議案第16号から議案第19号までは、令和2年度予算に関しまして各会計の所要の補正をお願いするものでございます。

議案第20号から議案第23号までは、各会計の令和3年度当初予算について議決を求めるものでございます。

人事案件を除く各議案の詳細につきましては、各課長が後もって御説明いたします。

結びになりますが、今議会に提案いたしました19議案につきまして十分なる御審議を賜りますようお願い申し上げますとともに、令和3年度も町職員と一丸となって町政運営に取り組んでまいりますので、町議会及び町民皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

(担当課長の議案説明)

○千布一夫総務課長

議案第5号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

今回、仕事と育児や介護など、仕事以外の生活との調和をとり、両立させる働き方、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の充実を図るため、また、更なる子育て支援を図るため、条例の改正をお願いするものでございます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

第13条の「夏季休暇」に関する規定でございますが、現行、取得可能な期間を「7月1日から9月30日まで」としておりますが、これを、「6月1日から10月31日まで」へ、また、休暇日数につきまして、現行の「3日」から「5日」へ拡充する改正を行うものでございます。

次に、第24条の「特別休暇」のうち、第1項第5号の「子どもの看護休暇」に関する規定でございますが、看護休暇の対象となる子どもにつきまして、現行、「小学校就学の始期に達するまでの子」としてありますが、これを、「中学校就学の始期に達するまでの子」へ拡充する改正を行うものでございます。

○笠原政浩農村整備課長

議案第6号「白石町土地改良事業助成財源積立金条例及び県営土地改良事業借入金償還金補助に関する条例を廃止する条例について」御説明いたします。

県営土地改良事業借入金償還金に対する補助事業につきましては、旧白石町で県営圃場整備事業等が始まりました翌年の、昭和53年から受益者負担の軽減を図るため、借入金償還額の一部を支援するものでございます。

また、この制度を健全な運営に資するために、白石町土地改良事業助成財源積立金条例が制定されました。

今回、令和元年度に借入金の償還が完了したため、白石町土地改良事業助成財源積立金条例及び県営土地改良事業借入金償還金補助に関する条例を廃止するものです。

○喜多忠則建設課長

議案第7号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

提案理由として、公営住宅法及び公営住宅法施行令の改正に伴い、白石町営住宅条例の一部を改正する必要がございます。

新旧対照表で説明をいたします。

1ページをお開きください。第6条第1項各号列記以外の部分で「第4号」を「第5号」に改め、「第3号」の次に「及び第5号」を加えております。これについては、2ページをお開きください。第4号に市町村税を滞納していない者であることを追加しております。1ページにお戻りください。被災市街地復興特別措置法第21条に規定する被災者等の条件に第5号を追加しております。

次に、第6条第1項第2号アで「令第6条第4項」を「規則」に、「令第6条第5項第1号に規定する金額」を「21万4,000円」に改めております。これについては、別途、白石町営住宅条例施行規則に同様の内容を明示し、規定する金額については、現行の裁量階層の入居収入基準額としております。

また、同号イで「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）」に改め、同号ウで「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「15万8,000円」に改めています。これについて、同号ウで規定する金額は、国の参酌基準でもあり、現行の本来階層の入居収入基準額としております。

2ページをお開きください。第7条第1項で「第3号」を「第4号」に改め、同条

第2項で「第4号」を「第5号」に改めております。これについては、第6条第1項に1号を追加したためです。

次に、第14条第1項で「次項」を「第3項」に改め、同条第3項で「前項」を「第1項」に改めております。

3ページをお開きください。最後になりますが、第37条及び第38条で「令第11条」を「令第12条」に改めております。これについては、公営住宅法施行令を引用しており、施行令の一部改正に伴い、条ずれが生じたため、改正を行うものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

○中村政文生涯学習課長

議案第8号「白石町楽習館条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

楽習館図書室につきましては、広報白石、行政放送等で、図書の紹介など広報活動を行いながら、図書の貸出増加を図っておりますが、利用者数は年々減少しており、貸出冊数も比例して減少している状況でございます。

このようなことから、楽習館図書室については、令和3年3月31日をもって閉鎖し、令和3年4月1日から、ゆうあい図書館との統合を行い、より一層の読書推進を図って行くこととしております。

閉鎖後は、白石町総合センター内にゆうあい図書館からの出張文庫貸出を行いながら、これまでどおり図書の借入ができるように取り組みます。

なお、空き室となる楽習館の1階は、主にSAGA2024国スポ・全障スポの会議室として利用し、2階の会議室及び研修室は、これまでどおり町民の皆様幅広く御利用いただきます。

以上により、楽習館図書室を閉鎖するため、白石町楽習館条例の一部を改正する必要があります。議会の議決を求めるものです。

内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開きください。

楽習館図書室を閉鎖するため、第4条中「図書室以外の」を削ります。

なお、改正後の条例は、令和3年4月1日より施行するものです。

議案第9号「白石町図書館運営協議会条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

白石町図書館運営協議会につきましては、ゆうあい図書館、楽習館図書室及び有明公民館図書室の円滑な運営を図るため、町民の方々や有識者の意見を図書館運営に反映するために設置をしております。

今回、議案第8号で説明しておりますとおり、楽習館図書室をゆうあい図書館に統合し、令和3年3月31日をもって楽習館図書室を閉鎖するため、白石町図書館運営協議会条例の一部を改正する必要があります。議会の議決を求めるものです。

内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開きください。

楽習館図書室を閉鎖するため、第1条中「、楽習館」を削ります。

なお、改正後の条例は、令和3年4月1日より施行するものです。

○千布一夫総務課長

議案第10号「佐賀縣市町総合事務組合規約の変更について」御説明いたします。

これにつきましては、当組合の事務所が入っている「自治会館」が移転新築され、会館の名称及び事務所の位置が変更されることに伴いまして、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書3枚目の新旧対照表をお開きください。

第3条の「組合の共同処理する事務」に関する規定でございますが、第10項で、現行、「自治会館の設置、管理及び運営に関する事務」としておりますが、これを、「佐賀縣市町会館の設置、管理及び運営に関する事務」へ改正するものでございます。

次に、第4条の「組合の事務所の位置」に関する規定でございますが、現行、「佐賀市城内一丁目5番14号」としておりますが、これを、「佐賀市堀川町1番1号」へ改正するものでございます。

○喜多忠則建設課長

議案第11号「町道路線の認定について」御説明いたします。

町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決が必要なため、提案するものでございます。

町道路線は、次ページの白石地域の「町道東郷5号線」でございます。

町道路線の認定区間は、（起点）を白石町大字東郷字一本楠1246番1地先、（終点）を白石町大字東郷字一本楠1234番2地先とするものでございます。

資料1の図面で路線の位置図を添付しておりますが、町道今泉深通線と町道東郷栄町線を結ぶ路線で道路延長は約145メートルでございます。

今回、提案に至った経緯を御説明いたします。

この道路は、現在地元東郷地域の里道として活用されておりますが、近年里道に隣接する宅地に新興住宅が建設されております。この里道周辺は住宅も多く近くには公共施設や商業施設等もあり、地元から町道認定の要望も提出されております。

今後においては、この里道周辺は宅地開発がなされる可能性が高く、道路の利用価値も高くなり将来は交通量も増加することが期待されます。

よって、「白石町町道路線の認定及び廃止に関する要綱」の認定基準要件に合致するため町道路線の認定を提案するものでございます。

議案第12号「町道路線の廃止について」御説明いたします。

町道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決が必要なため、提案するものでございます。

次のページを御覧ください。

町道を廃止する路線の名称は2路線でございます。

まず、整理番号1、路線名は「大福東部線」でございます。

町道路線の廃止区間は、（起点）を白石町大字福富下分字大福3027番1地先、（終点）は白石町大字福富下分字大福3593番地先でございます。

次に整理番号2、路線名は「新拓4号線」でございます。

町道路線の廃止区間は、（起点）を白石町大字新拓673番1地先、（終点）は白石町大字新拓830番1地先でございます。

次のページの資料1の図面で路線の位置図を添付しておりますので、御確認願います。

両路線とも地元から、かねてより道路路肩の改善要望がございましたが、財政面等により町道改良による早急な路肩整備は困難であると考えております。

当該2路線とも周辺に住宅地はなく純農村地域を縦断し、現在も農道としての機能が高く、道路の整備促進と財政面を総合的に勘案いたしまして、町道を廃止し、農道に移管して路肩整備を農林系の事業を活用しながら進めたほうが有利であると判断いたしました。

そこで今回、町道大福東部線と町道新拓4号線の全線を廃止することを提案するものでございます。

○小池武敏企画財政課長

議案第16号「令和2年度白石町一般会計補正予算（第11号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額から3億5,717万1,000円を減額し、補正後の予算総額を178億770万7,000円とするものです。

6ページをお願いします。

第2表、継続費補正ですが、水産生産基盤整備事業（住ノ江漁港）につきまして、令和3年度以降の年割額を変更する必要性が生じたので、継続費の補正をお願いするものです。

7ページをお願いします。

第3表、繰越明許費補正ですが、追加分として10件を計上しております。事業の進捗等により、年度内の事業完了が難しい事業について、繰越明許費の補正をお願いするものです。

8ページをお願いします。

第4表、地方債補正です。

追加分として、歳入の減収を補填する減収補填債を計上しております。また、変更分として過疎対策事業、合併特例事業、河川整備事業について、事業確定等により、今回借入限度額の補正をお願いするものです。

なお、今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として追加の事業者支援策の計上、歳入歳出全般にわたって最終的な実績見込み、入札減や事業完了等に基づく補正、並びに人件費の補正をお願いするものです。

まず歳入の主なものについて、御説明いたします。

11ページをお願いします。

1款町税のうち、1項町民税、1目個人1,200万円、2項、1目固定資産税2,550万円の追加ですが、新型コロナウイルス対策として納税猶予措置で調定額の確定が遅くなったことから、3月の補正計上をしております。

14ページをお願いします。

15款国庫支出金、2項、1目総務費国庫補助金中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,978万円につきましては、国の交付金の額が確定したことによる追加です。

19ページをお願いします。

18款寄附金、1項、1目指定寄付金210万円につきましては、町内の方からの御寄付200万円、杵島ライオンズクラブ様から10万円御寄付いただいております。いただいた御寄附につきましては、寄附者の御意向に沿うよう一端基金に積ませていただき、令和3年度の事業に活用させていただくこととしております。

20ページをお願いします。

19款繰入金、2項、1目財政調整積立基金繰入金4億818万円の減額につきましては、増加する財政需要を見越し、出来るだけ基金残高を確保するため、歳出での減額分を基金に繰り戻すこととしております。

21ページをお願いします。

22款町債、1項、14目減収補填債2,300万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により普通交付税の算定時の基準財政収入額以上に減収となった項目（地方消費税交付金など）について、その減収相当分を起債で補填を行うこととしております。なお、今後国の財源措置として、この起債償還額の75%（一部100%）が交付税に算入されます。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

22ページをお願いします。

今回の補正は、入札減等による不用額や事業確定等による減などで、減額補正が主となっております。

33ページをお願いします。

4款衛生費、1項、1目、保健衛生総務費の18節中、不妊治療支援事業補助金190万円につきましては、国で不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充されたことに伴い、本町の不妊治療支援事業補助金の増加が見込まれることから追加の補正をお願いするものです。

35ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項、3目農業振興費で、18節中、産地パワーアップ事業補助金8,253万円につきましては、主には、佐賀県農協において、いちごの集出荷貯蔵施設・選果機一式等の整備事業を申請予定のための補正をお願いしております。

39ページをお願いします。

7款商工費、1項、1目の商工振興費で、18節中、白石町事業者支援金3,000万円につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、売上が大きく減少している町内の商工業等事業所のコロナ対策及び事業継続のため、1事業所当たり15万円の支援金を支給するもので、200事業所を予定しております。また、同事業について、令和3年度当初予算で600事業所、9,000万円を計上しており、あわせて、800事業所、1億2,000万円の予算をお願いすることとしております。なお、財源につきましては、国の地方創生臨時交付金を充当しております。

この他の歳出につきましては、事前にお配りしております、3月補正予算細事業一覧表、及び白石町3月補正予算説明資料「主要事項内容説明書」で御確認をお願いします。

○川崎 直住民課長

議案第17号「令和2年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,593万9,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ35億1,060万7,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

7款県支出金につきましては、特別交付金の交付額が確定したことに伴い224万4,000円の減額補正を行うものでございます。

10款繰入金につきましては、保険基盤安定負担金、財政安定化支援事業負担金の交付額が確定したこと、また事業の実績に伴い1,299万5,000円を減額補正するものでございます。

12款諸収入につきましては、当初予算編成の際、令和元年度の特定健康診査等の負担金について、追加交付を見込んでおりましたが、実績により追加交付とならなかったため減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

1款総務費につきましては、調整交付金システムへ新型コロナウイルス関係及びマイナンバー関係の画面・帳票の設定のための委託料6万6,000円を増額するものでございます。

9ページから10ページの3款国民健康保険事業費納付金につきましては、歳入の県支出金、繰入金の減額補正に伴い財源補正を行うものでございます。

11ページをお願いいたします。

10款保険事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、1項保健事業費、2目の疾病予防費において139万6,000円を、2項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費において929万円をそれぞれ減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

13款諸支出金につきましては、保険税収納に関する一般会計繰出金を実績により17万9,000円増額するものでございます。

最後に、14款予備費につきましては、歳入の減額補正に伴い不足する額に充当するため549万8,000円減額するものでございます。

議案第18号「令和2年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ848万2,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億4,457万円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

3款国庫支出金につきましては、住民税における基礎控除額の見直しに伴うシステム改修に係る事業費に対する補助金3万4,000円を増額するものでございます。

4款繰入金につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合共通経費等負担金の最終見込額により、事務費繰入金を163万1,000円、保険基盤安定繰入金を686万1,000円減額するものでございます。

6款諸収入につきましては、実績に伴い、糖尿病重症化予防事業委託料を1万6,000円、8ページの健康状態不明者訪問事業委託料を7,000円減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合共通経費等負担金の最終見込額により、849万3,000円を減額するものでございます。

3款保健事業費につきましては、糖尿病重症化予防事業及び健康状態不明者訪問事業において、訪問指導を正規職員の保健師、管理栄養士が行ったため、報償費より繰出金へ4万8,000円を組み替え、実績により2万3,000円を減額するものでございます。

○片瀨 徹生活環境課長

議案第19号「令和2年度白石町下水道事業会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

補正の主な理由につきましては、特定環境保全公共下水道施設整備事業費の減額及び、それに伴う下水道事業債の減額、下区地区管路移設工事が次年度施工となったことによる事業費の減額及び、それに伴う管路移設補償費、一般会計負担金の減額でございます。そのほか実績見込みによる減額補正が主な理由でございます。

補正予算書の12ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書で主なものについて御説明いたします。

収益的収入及び支出の欄でございます。

収益的収入では、1項営業収益3目その他営業収益新規加入金70万2,000円の増額につきましては、農業集落排水地区の新規加入金の増額でございます。2項営業外収益、1目受取利息及び配当金預金利息11万円の増額につきましては、定期預金利息の増額でございます。

9目消費税及び地方消費税還付金206万5,000円の減額につきましては、事業費の変更による減額でございます。

これによりまして、上段の1款下水道事業収益の既決予定額6億6,137万4,000円に今回の補正額116万8,000円を減額しまして、6億6,020万6,000円とするものです。

14ページをお開きください。

収益的支出では、1項営業費用、5目総係費において、5万7,000円の減額については、主に実績見込みによる減額でございます。

これによりまして、上段の2款下水道事業費用の既決予定額6億5,786万7,000円に今回の補正額5万7,000円を減額しまして、6億5,781万円とするものでございます。

15ページをお開きください。

資本的収入では、1項企業債、1目建設改良企業債2,400万円の減額については、特定環境保全公共下水道事業債の減額でございます。

4項他会計負担金、1目他会計負担金140万円の減額及び、9項その他の資本的収入、1目その他の資本的収入214万円の減額については、県道武雄福富線道路改良工事に伴う下区地区管路移設工事が次年度施工となったことによる減額でございます。

これによりまして、上段の3款資本的収入の既決予定額6億461万5,000円に今回の補正額2,754万円を減額しまして、5億7,707万5,000円とするものです。

16ページをお開きください。

資本的支出ですが、1項建設改良費、1目建設改良費工事請負費2,550万円の減額につきましては、特定環境保全公共下水道施設整備事業2,200万円及び下区地区管路移設工事費350万円の減額によるものでございます。補償費200万円の減額につきましては、特定環境保全公共下水道施設整備事業補償費の減額によるものでございます。

これによりまして、上段の4款資本的支出の既決予定額8億1,860万1,000円に今回の補正額2,750万円を減額しまして、7億9,110万1,000円とするものでございます。

○小池武敏企画財政課長

議案第20号「令和3年度白石町一般会計予算」について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

令和3年度歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ150億5,700万円とするものです。

予算書の9ページをお願いします。

第2表債務負担行為ですが、中小企業者に対する設備資金利子補給金につきましては、平成16年度から行っておりますが、令和4年度から令和6年度までの間、引き続きお願いするものです。

10ページをお願いします。

第3表地方債ですが、令和3年度の事業に対し、臨時財政対策債、合併特例事業など、総額では、16億8,360万円の借入れをお願いしております。

13ページをお願いします。

ここで、令和3年度の歳出におきまして、主な事業を説明します。

まず、し尿処理センター建設負担金約9億4,302万円、漁港整備事業約4億1,353万円などの継続事業、また、収入確保のためにふるさと寄附金の収入増を目指して、ふるさと応援事業を増額しております。(約10億6,954万円)

更に、新たな取り組みとしまして、中学校再編整備に係る経費7,000万円及び新給食センターの整備に係る経費4,240万円、国スポ・全障スポ開催に向けた総合運動場の改修費7,820万円、GIGAスクール整備に伴う学校ICT教育推進費約8,700万円、

佐賀西部広域水道運営基盤強化等事業出資金約5,107万円などをお願いしております。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種事業約8,367万円、白石町事業者支援金9,000万円をお願いしております。

主な事業は、以上のとおりです。

なお、近年の起債借入れの増加に伴う公債費（前年度比約5,822万円）の増加もあり、予算規模といたしましては、前年度比5億6,400万円増の150億5,700万円と合併以来最大の予算規模となっております。

続きまして、お手元に別紙で配布しております令和3年度白石町当初予算の概要により説明いたします。

1 ページ、中段の歳入では自主財源につきまして、前年度と比較して、約7億3,202万円の増、16.7%の増となっております。

自主財源の中で、1. 町税につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、町民税、固定資産税など町税全般で前年度比減額となっております。（約6,349万円減）これに対し、18. 寄附金の約2億7,004万円の増（主に、ふるさと寄附金）及び19. 繰入金の約5億2,240万円の増（主に、財政調整積立基金の取崩し9億円）としております。増加する財政需要の財源確保として、多額の基金の取崩し（総額約17億7,508万円）で対応することとしております。

依存財源につきまして、11. 地方交付税は、2億1,000円減（普通交付税1億8,000万円減、特別交付税3,000万円減）と見込んでおります。減の理由としましては、国勢調査の速報値で交付税の基礎数値である人口が減少したことによるものです。

2 ページをお願いします。上段に町税の状況を掲載しております。中段で歳入総額に占める地方交付税、町債、基金繰入の割合を掲載しております。また下段に、町債の推移を示しております。令和2年度の借入は、し尿処理センター建設負担金や、漁港整備事業などで16億8,360万円を借り入れる予定で、令和3年度も、大きな借入額となっております。令和3年度末の町債の残高見込みは、約139億円と見込んでおります。

3 ページをお願いします。上段は目的別予算でございます。その下が性質別予算です。1. 人件費は、退職による職員数の減があるものの、会計年度任用職員制度2年目で増加することなどから、約1,267万円減にとどまっております。次に、4. 物件費は、ふるさと応援事業の委託料の増、新型コロナワクチン接種委託料などで、約3億2,767万円の大幅な増となっております。6. 補助費等では、し尿処理センター建設負担金の増や白石町事業者支援金の増などで、約2億7,661万円の増となっております。11. 普通建設事業のうち、補助事業が、約3億7,258万円減となっておりますが、主には、保育園・幼稚園の整備補助金、漁港整備事業の事業費の減などでありませ

4 ページをお願いします。

先に説明しました性質別の主な事業について掲載しております。

5 ページ目をお願いします。上段の表が、投資的経費の推移を示しております。その下に基金残高を掲載しております。

財政調整積立基金は、令和2年度末見込みで約23億3,500万円でしたが、令和3年

度当初予算で9億円と多額の取崩しとしておりますので、令和3年度末の見込みでは、約14億8,600万円と、大きく減少することとなります。

なお、基金全体の合計も、令和2年度末見込みでは、約88億2,100万円でしたが、令和3年度末の残高見込額では、約77億1,200万円と、約11億900万円減少することとなります。

6ページをお願いします。特別会計の当初予算額の推移を計上しております。

次に令和3年度白石町当初予算説明資料、主要事項内容説明書をお願いいたします。資料の83ページをお願いします。

令和3年度で、起債する対象事業の一覧表をお示ししております。

合併特例事業では、し尿処理センターの建設費負担金や、漁港整備事業など借入額を、約13億2,350万円を予定しております。

84ページをお願いします。

令和2年度で、ふるさと寄附金をいただき、基金に積みました分を、令和3年度で寄附者の御意向を反映して、充てさせていただいた事業を掲載しております。

○川崎 直住民課長

議案第21号「令和3年度白石町国民健康保険特別会計予算」について御説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額をそれぞれ33億9,900万円とするものでございます。

前年度対比2,900万円の減、率にいたしまして0.85%減で予算を計上しているところでございます。

予算内容の説明にあたりまして、例年と違う点がございますのでそのことを始めに説明させていただきます。標準保険税率の算定を行う際には、課税所得及び保険給付費を予想し、保険給付費を賄うために必要な保険税を確保するため必要な、標準保険税率を算定しておりました。

しかし、令和2年中の所得については、新型コロナウイルス感染症の影響による減少の程度が予測できないことから、令和3年度の標準保険税率の算定では、新型コロナウイルス感染症の影響による所得に減少は見込みませんが、税制改正による基礎控除額の改正による影響は見込むという方針により行われております。また、この方針は県内で統一された基準として、令和3年度の国保税の収入を見込む際にも、この基準により算定しております。

まず、歳入について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税につきましては、令和2年度当初予算より1,205万円増、補正後の予算現額より528万円減の7億2,970万3,000円で、歳入全体の21.5%を占める自主財源でございます。算定にあたりましては、先程申し上げました標準保険税率を算定する基準及び被保険者数、世帯数を用いております。

9ページをお願いいたします。

5款県支出金につきましては、療養給付費等の保険給付費に充てる普通交付金、特

定健康診査等の保健事業費に充てる特別交付金で24億9,956万円でございます。

10ページをお願いいたします。

7款繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分及び保険者支援分等として、1億6,521万9,000円を繰り入れていただくものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

15ページから18ページをお願いいたします。

2款保険給付費につきましては、国保被保険者が保険診療を受診時の保険者負担分となる療養給付費等で、総額24億384万3,000円を計上しております。歳出全体の70.7%を占めております。

19ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金として県への納付金としまして、総額9億4,354万6,000円を計上いたしております。この納付金につきましては、一旦県へ納付した後、保険給付費の財源として交付される普通交付金の原資となるものでございます。

21ページをお願いいたします。

5款保健事業費でございます。1項保健事業費、2目疾病予防費につきましては、人間ドック200名、脳ドック300名の受診枠を確保し、被保険者の健康維持増進に努めて参ります。予算額としましては、836万1,000円を計上しております。

22ページをお願いいたします。

2項特定健康診査等事業費につきましては、2,324万9,000円を計上しております。特定健診・特定保健指導につきましては、被保険者の生活習慣病の予防が図られるよう、引き続き周知に努めて参ります。

議案第22号「令和3年度白石町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額をそれぞれ3億5,960万円とするものでございます。

前年度対比780万円の増、率にいたしまして2.2%増で予算を計上しているところでございます。

まず、歳入について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、対前年度269万1,000円、1.2%増の2億2,914万8,000円を計上いたしております。

4款繰入金につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営経費等の事務費繰入金、8ページの保険料の軽減分に対する保険基盤安定繰入金で、1億1,892万9,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。

6款諸収入、3項受託事業収入2目後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託料1,078万円につきましては、広域連合からの委託事業として令和3年度から取り組むものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合の運営経費等の負担金で0.8%減の3億4,686万4,000円を計上いたしております。

3 款保健事業費、1 目疾病予防費につきましては、令和3年度より新たに後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組むこととし、1,078万円を計上いたしております。この事業につきましては、75歳に到達すると後期高齢者医療保険制度へ加入することになり、健診等の保健事業の実施主体についても広域連合へ移行することになりますが、それまでの保健事業との継続性がありませんでした。そこで高齢者一人ひとりに対し、加齢による衰え全般を指しますフレイル等心身の多様な課題に対応するため保険事業と介護事業を一体的に行うものでございます。

○片渕 徹生活環境課長

議案第23号「令和3年度白石町下水道事業会計予算」について御説明いたします。

まず、1 ページをご覧ください。

第2条の業務の予定量でございますが、年間有収水量として55万立方メートル、主要な建設改良事業は、特定環境保全公共下水道施設整備事業として、4億9,371万2,000円、農業集落排水機能強化事業として5,220万円を予定しております。

第3条収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款下水道事業収益については、第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせまして6億5,196万1,000円を予定しております。

続きまして、支出でございますが、第2款下水道事業費用については、第1項営業費用から第4項予備費までを合わせまして6億3,448万4,000円を予定しております。

次に、第4条資本的収入及び支出でございますが、収入の第3款資本的収入については、第1項企業債から第9項その他の資本的収入までを合わせまして、7億524万4,000円を予定しております。

2 ページをお開きください。

続いて、支出でございますが、第4款資本的支出については、第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせて、9億707万7,000円を予定しております。

第5条の企業債については、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めています。

第6条の一時借入金については、限度額を5億円と定めています。

第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用について定めています。

第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めています。

第9条は他会計からの補助金を定めています。

それでは、予算の詳細につきましては、21ページ以降の当初予算実施計画明細書で御説明いたします。

21ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございますが、収益的収入では、1項営業収益、1目下水道使用料を1億800万円としております。

2項営業外収益の主なものとして、5目他会計負担金でございますが、3億996万

2,000円を一般会計負担金としてお願いするものでございます。

6目長期前受金戻入といたしまして、長期前受国庫補助金戻入など1億8,702万2,000円を計上いたしております。

22ページをお開きください。

9目消費税及び地方消費税還付金といたしまして、2,930万9,000円を計上いたしております。

これによりまして、21ページ上段の1款下水道事業収益の総額は6億5,196万1,000円となっております。

23ページをお開きください。

収益的支出では1項営業費用、1目管渠費については、主に農業集落排水事業の真空ステーションや特定環境保全公共下水道のマンホールポンプ等の管理費として、2,145万1,000円を計上しております。

3目処理場費につきましては、処理場の管理費として8,513万1,000円を計上しております。

24ページをお開きください。

5目総係費については、職員5名分の人件費とシステムデータの作成業務、各システムの保守や下水道使用料の徴収委託が主な支出内容で、5,330万6,000円を計上しております。

25ページをお開きください。

中段の7目減価償却費は下水道施設の減価償却として、3億8,893万6,000円を計上いたしております。

次に、2項営業外費用につきましては、主に1目の支払利息として企業債利息と一時借入金利息と合わせて、6,876万4,000円を計上しております。

これによりまして、23ページ上段の2款下水道事業費用の支出の総額は6億3,448万4,000円となっております。

27ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございますが、3款資本的収入の主なものにつきましては、1項企業債3億2,480万円、2項国庫補助金として、1億7,790万円、4項他会計負担金として、3,661万2,000円、7項出資金、1目他会計出資金については、一般会計出資金としまして、1億5,571万2,000円、9項その他の資本的収入として、下区地区管路移設補償費222万円を計上いたしております。

29ページをお開きください。

4款資本的支出につきましては、1項建設改良費、21節委託料として特定環境保全公共下水道事業に伴う設計業務500万円、農業集落排水機能強化事業に伴う設計業務2,120万円を計上しております。

23節工事請負費として特定環境保全公共下水道施設整備事業4億4,300万円、農業集落排水機能強化事業3,100万円、下区地区管路移設工事として、350万円を計上いたしております。

また、30ページ2項企業債償還金として3億5,762万5,000円を計上しております。

これによりまして、27ページの上段にあります、資本的収入の総額は、7億524万

4,000円、29ページ上段の資本的支出の総額は、9億707万7,000円となり、収入から支出を差し引いた不足額が2億183万3,000円で、この不足額については、1ページの第4条にも記載しておりますが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,841万3,000円並びに損益勘定留保資金1億7,342万円で補填したいと考えております。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日から議案審議ですので、よろしく申し上げます。

本日はこれにて散会します。

9時59分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年3月9日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 前 田 弘次郎

署 名 議 員 溝 口 誠

事 務 局 長 小 柳 八 束